

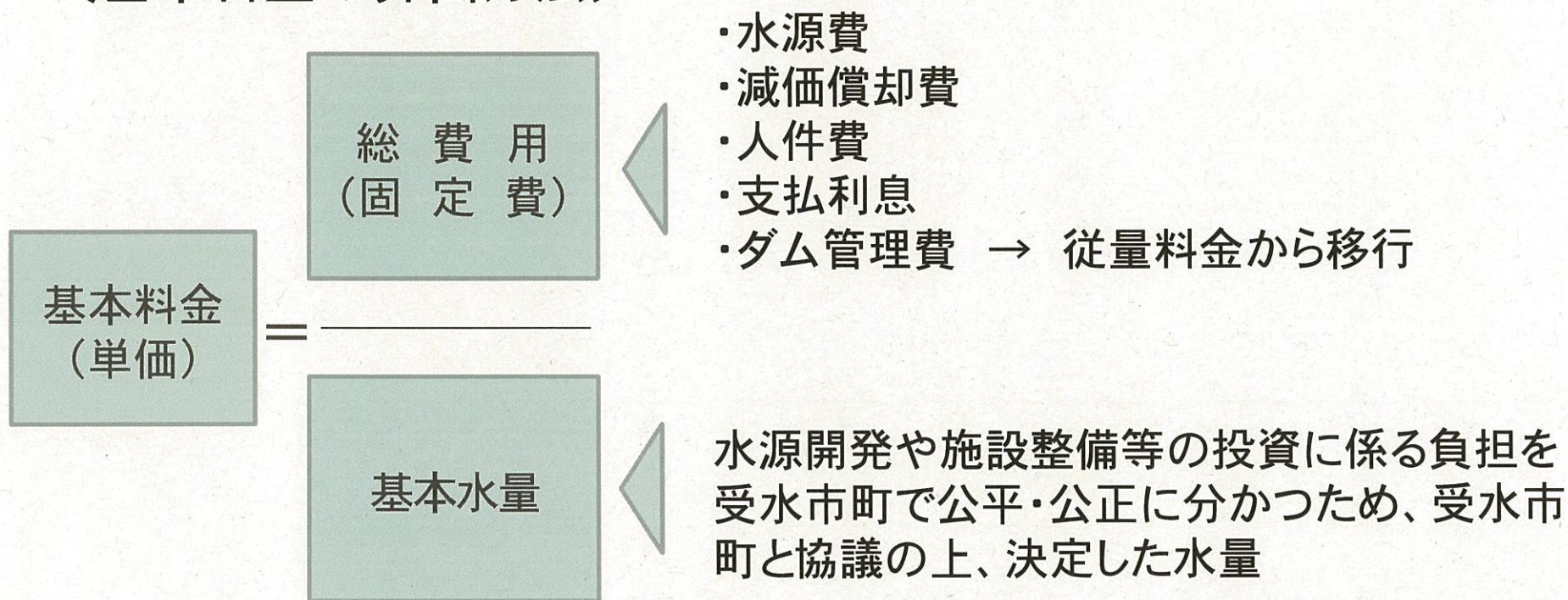
次期基本料金の方向性

水道懇第7次提言や府営水道ビジョンを踏まえ検討



木津系、乙訓系料金の統一、段階的な合算算定の導入を目指す

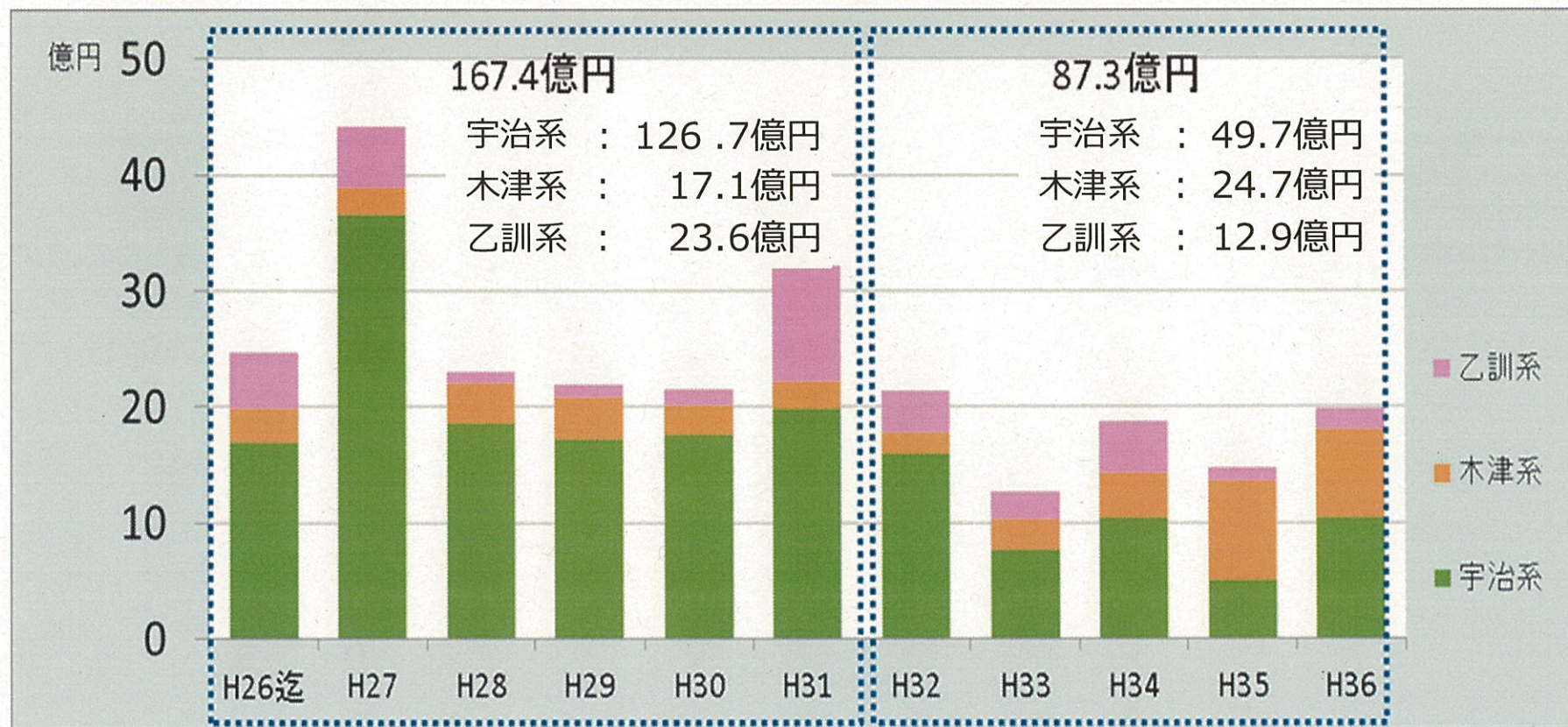
<基本料金の算出方法>



新たに見込まれる経費（施設投資）

■建設改良費

- ・老朽化対策・耐震化 … 老朽化施設の計画的更新
最も古い宇治系管路から順次更新を実施
- ・電源喪失への備え … 非常用自家発電設備の整備
- ・広域水運用の活用 … 3浄水場接続事業の完成

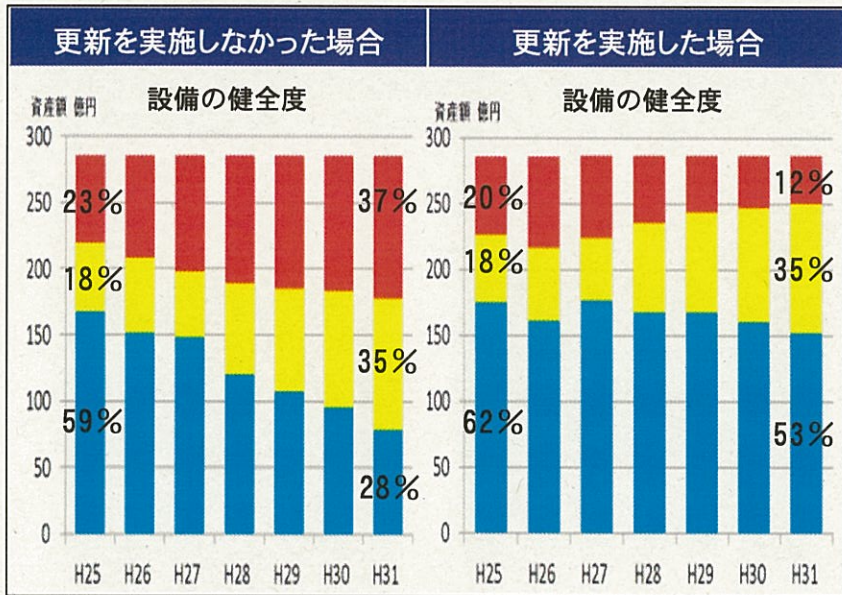


施設投資の効果

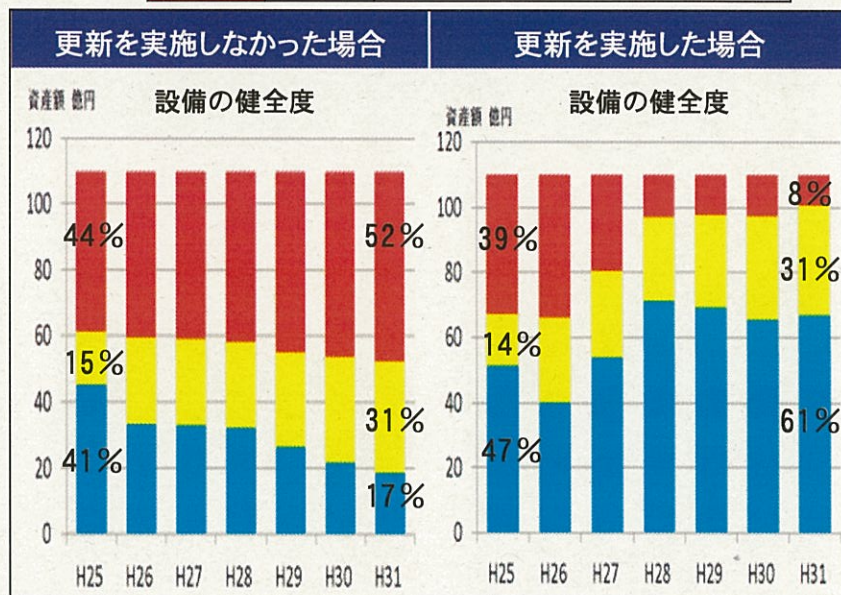
■ 健全度の向上

健全資産	経過年数が法定耐用年数以内の資産
経年化資産	経過年数が法定耐用年数の1.0~1.5倍の資産
老朽化資産	経過年数が法定耐用年数の1.5倍を超えた資産

府営水道全体の健全度

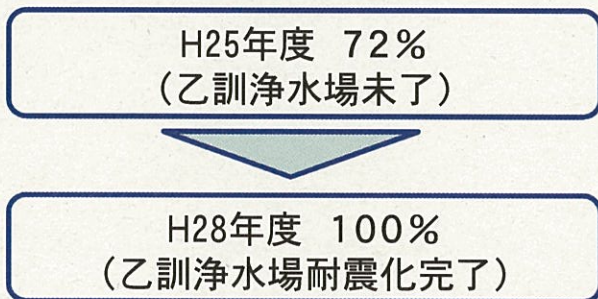


宇治浄水場の健全度

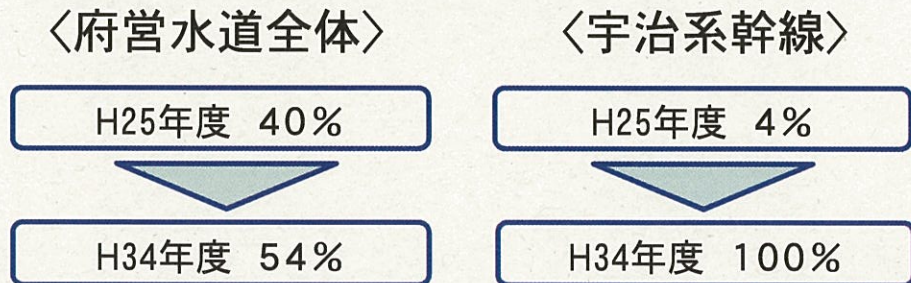


■ 耐震化率の向上

○ 浄水場耐震化率



○ 管路の耐震化率(送水管路)



基本料金の算定（費用の積算）

ダム管理費の基本料金への移行

施設投資等により新たに見込まれる費用

既存費用の減少
府の努力による抑制

次期5年間(H27~31)で
190億53百万円の
費用が見込まれる
(現行より約5億円減)

現行料金算定方法による試算結果

宇治系	45.3円
木津系	67.7円
乙訓系	67.7円

【次期料金算定方法の変更】

- ①木津・乙訓系の合算算定
・現行算定方法による試算の結果、料金が同額
→木津・乙訓系の総コストを合算し料金を統一

＜更に②、③の方策を実施＞

- ②減価償却費、支払利息、人件費の算定方法の考え方
→共通資産に係る費用を合算算定
→人件費を合算算定

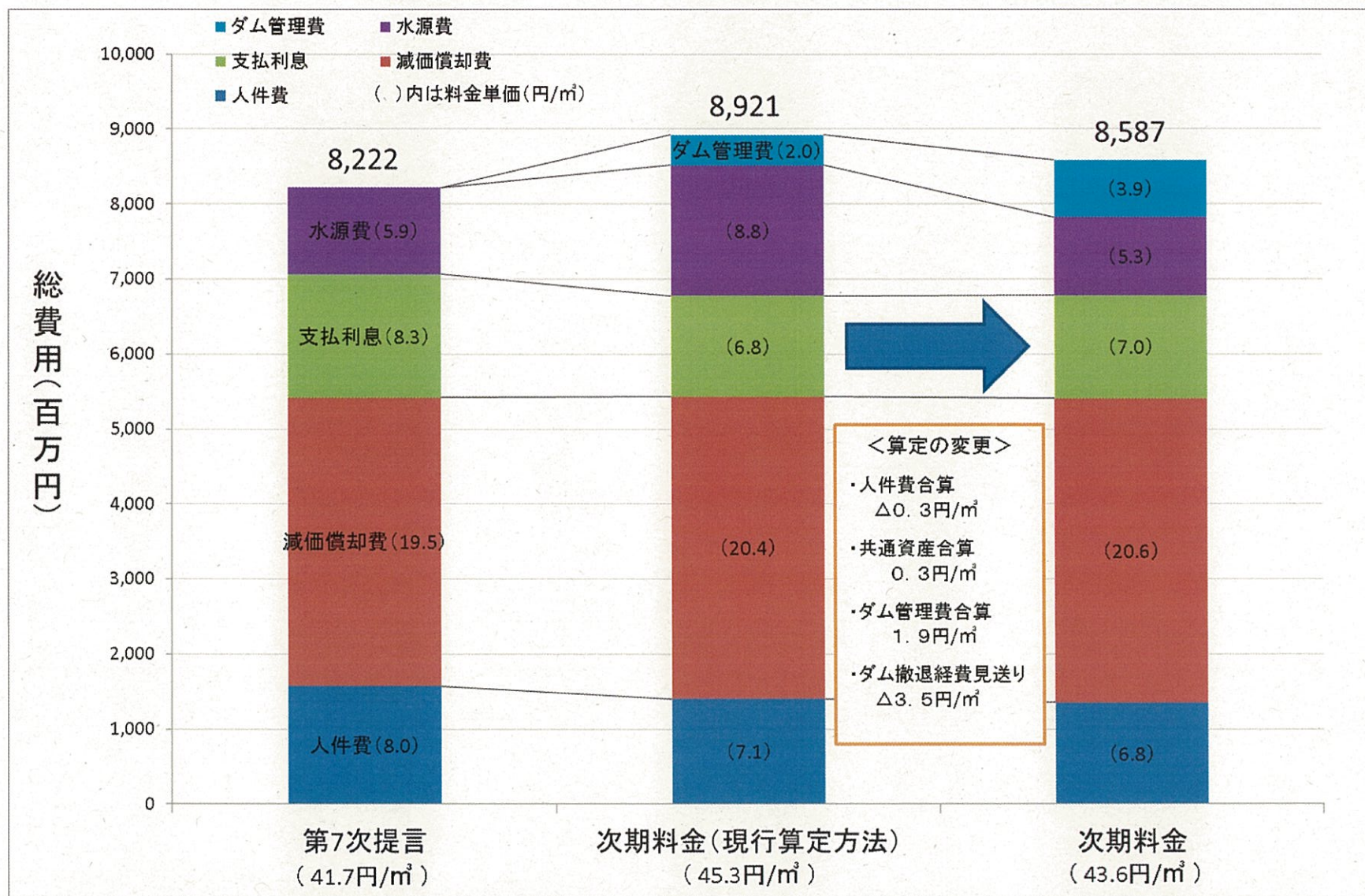
- ③水源費、ダム管理費の負担の考え方
・3浄水場接続の完成により、水源が共有化され、
全体に受益が及ぶ状況となった。
→ダム管理費を合算算定

水源費は今回従来どおり個別算定とするが、次次期に合算算定を導入。宇治系が負担する大戸川ダム、丹生ダムの水源費負担は、今回、料金算入しないが、水源費の合算算定時にその負担のあり方を検討。

変更後の料金算定方法による試算結果

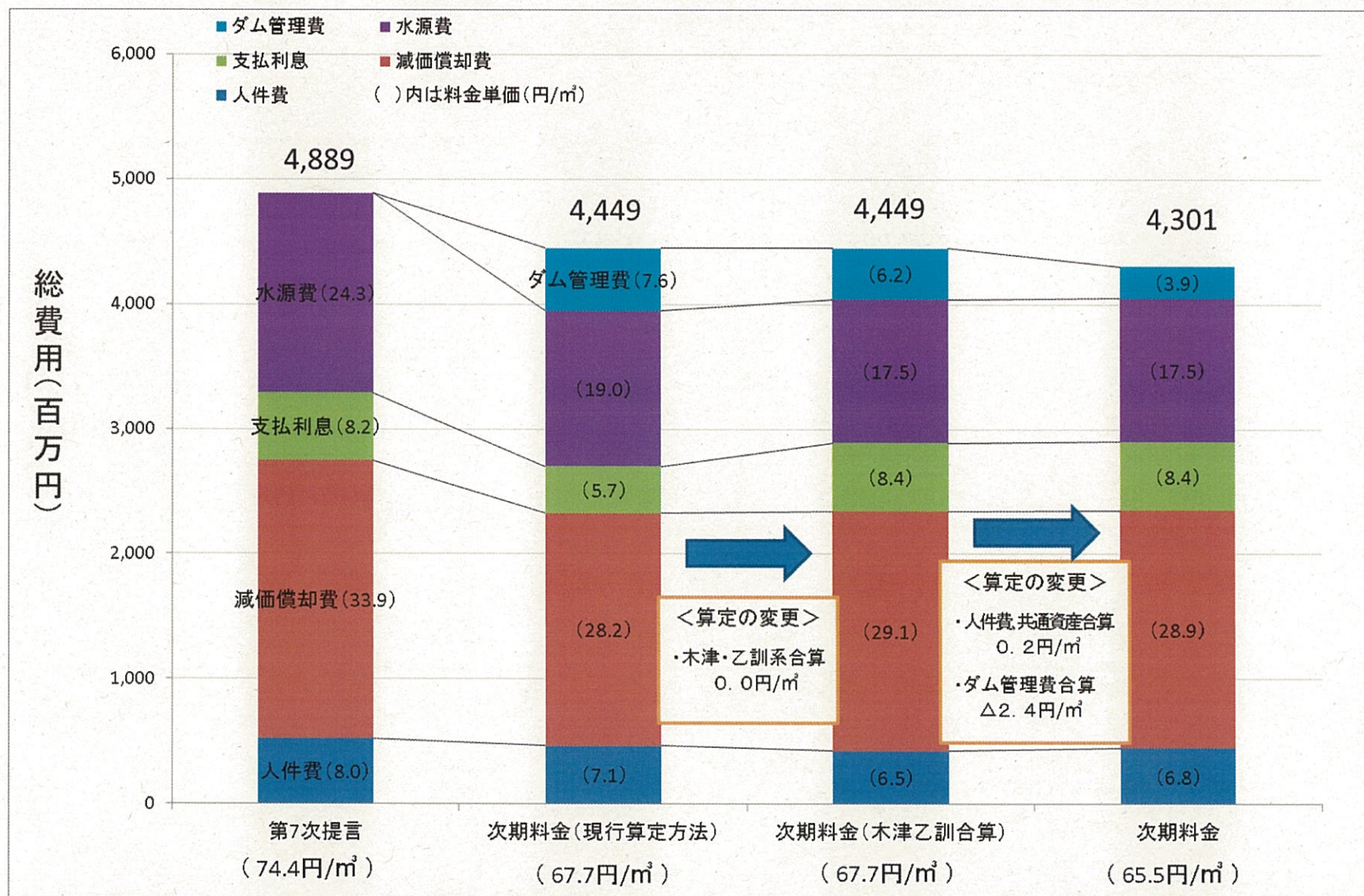
		宇治系	木津系	乙訓系
固定費 (円 / m ³)	水源費	5.3	17.5	
	減価償却費	20.6	28.9	
	人件費	6.8	6.8	
	企業債 支払利息	7.0	8.4	
	ダム管理費	3.9	3.9	
	合計	43.6	65.5	

基本料金の算定結果（宇治系）



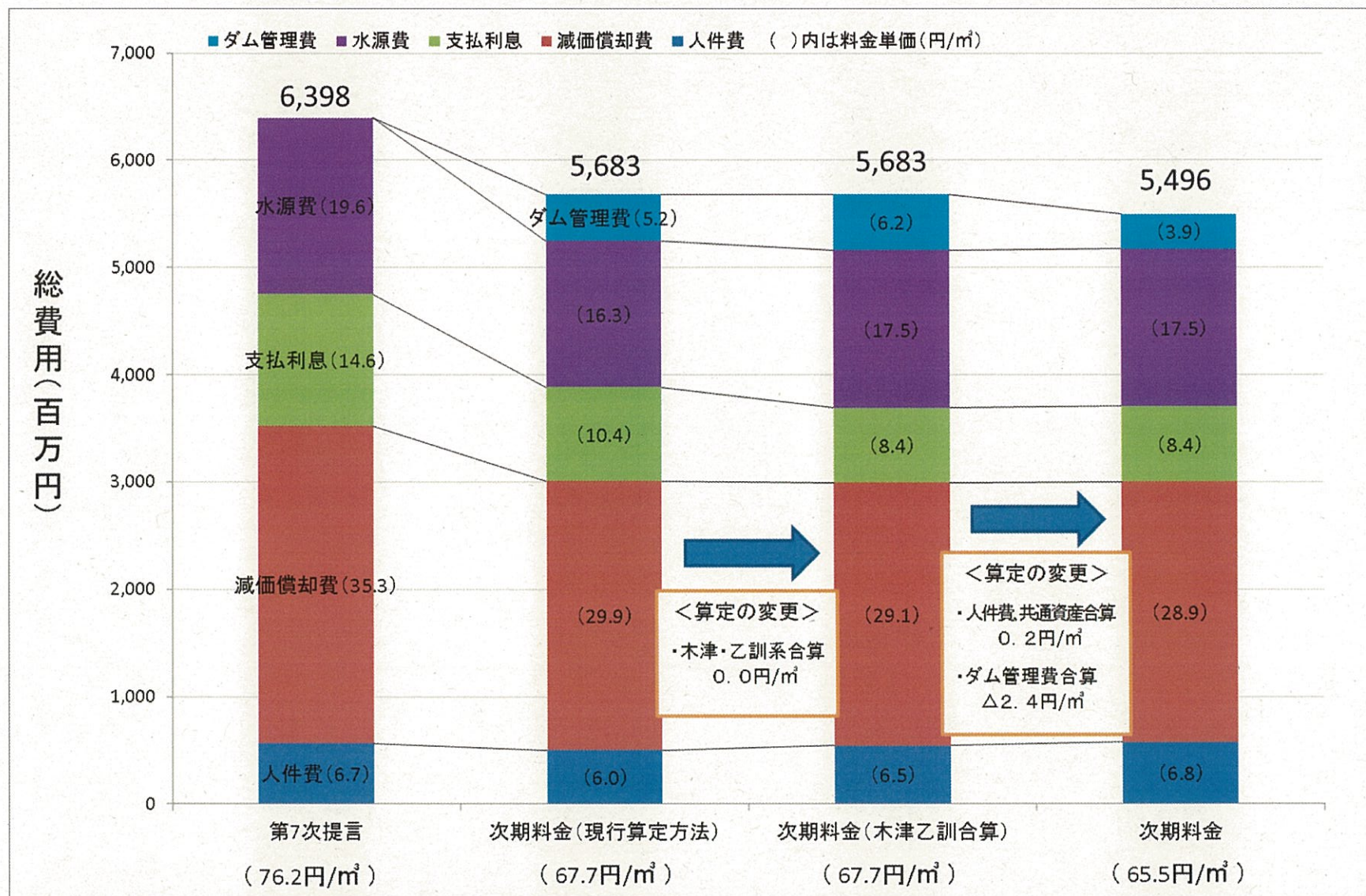
※費用と水量は料金算定期間(5年間)における総計
 ※料金単価は四捨五入のため、合計値が合わないことがある

基本料金の算定結果（木津系）



※費用と水量は料金算定期間(5年間)における総計
 ※料金単価は四捨五入のため、合計値が合わないことがある

基本料金の算定結果（乙訓系）



※費用と水量は料金算定期間(5年間)における総計
 ※料金単価は四捨五入のため、合計値が合わないことがある

料金の算定結果

■ 料金試算のまとめ

※第7次提言額から、府の一般会計からの支援を受け、1~3円引き下げた額

	基本料金(円/m ³)		従量料金(円/m ³)	
	現行※	次期	現行	次期
宇治系	41	43.6	18	20.2
木津系	71	65.5	34	
乙訓系	73		34	

宇治系	更新投資等による経費増加が影響し、単価が上昇したものの、大幅な引上げは回避された	費用は現行程度に抑制されたが、供給水量減少により単価上昇
木津系 乙訓系	水源費や既存資産の費用等が減少し、ダム管理費を加えても単価が減少	大きなウエイトを占めたダム管理費の移行等により単価が減少

- ビジョンで示された取組み方策の実現に近づく算定結果となった
- 今後、料金算入を見送った費用の影響について、経営見通しやキャッシュフローを検討し、料金単価を決定

上記料金単価等を基にした収支見込みにおける
内部留保資金残高 H27 39.5億円 → H31 20.3億円

■ 次次期基本料金の見通し

- 宇治系 : 引き続き更新投資による料金単価の上昇が見込まれる
- 木津系
乙訓系 : 水源費が更に減少し、料金単価の減少が見込まれる

更に料金単価差の縮小が見込まれる

今後の課題

基本水量

…水源開発・施設整備等の投資にかかる負担を受水市町で公平・公正に分かつため、受水市町と協議の上、決定した水量

○基本料金、基本水量の用語・明示方法の見直し

- ・基本料金が施設整備等の投資を回収する料金であり、基本水量はその負担を分担する割合を示すものであることから、その性質を的確に表現できる用語を検討（例：投資負担水量、固定費負担水量、費用按分基礎水等 等）
- ・基本料金の本来の意味が伝わるよう、適切な明示方法についても検討

○基本水量の見直し

慎重な議論が必要（早期には困難）

基本水量
変更の
課題

- ・市町間の負担のバランスを崩す
- ・既に整備された施設の費用は減少せず、基本水量の減量は、単に料金単価の上昇を招く

同料金の市町間であれば、暫定的な水量の融通が可能

- 特に大きな乖離がある市町では、この方策を用いた受水費負担の緩和が可能
今後、融通を実施するに当たり、整理すべき課題等の検討が必要

府営水道料金の推移 (税込み)

		宇治系			木津系			乙訓系			
供給料 金(円/m ³)	期 間	基 本	従 量	超 過	基 本	従 量	超 過	基 本	従 量	超 過	
	S 39.12.28~ S 50.12.31	—	14円 14銭	—	—	—	—	—	—	—	—
	S 51.1.1~ S 52.9.30	—	21円 21銭	—	—	—	—	—	—	—	
	S 52.10.1~ S 54.3.31	—	32円	—	52円	22円	200円	—	—	—	
	S 54.4.1~ S 59.3.31	—	43円	—	72円			—	—	—	
	S 59.4.1~ H 4.9.30	—	49円	—	76円	31円	232円	—	—	—	
	H 4.10.1~ H 5.3.31	32円	11円	96円				—	—	—	
	H 5.4.1~ H 9.3.31	35円	11円	96円	77円	31円	256円	—	—	—	
	H 9.4.1~ H 11.3.31	37円	17円	135円	79円	32円	356円	—	—	—	
	H 11.4.1~ H 12.9.30	43円	19円		—	—		—	—	—	—
	H 12.10.1~ H 16.3.31				86円	39円		100円 ※(89)	42円	402円	
	H 16.4.1~ H 20.3.31			—	—	92円	36円	251円			
	H 20.4.1~ H 23.3.31	—	—	—	—	—	—	87円	36円	199円	
	H 23.4.1~	43円	19円	147円	75円	36円	218円	77円	36円	255円	

※ 暫定措置として適用されている料金を () で掲載している。